

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内に居住する区民が自らの居住する住宅において使用するために、自己の負担により火災予防に関する物品を購入する場合に、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、区内における火災の早期発見及び初期消火に備え、区民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消火器等 消防法に基づく型式適合検定合格表示（以下「検定合格表示」という。）を有するもの又は自主表示対象機械器具等の合格表示を有するものであり、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 業務用消火器
 - イ 住宅用消火器
 - ウ エアゾール式簡易消火具
- (2) 住宅用火災警報器（以下「住警器」という。） 検定合格表示を有するものであり、住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。
- (3) 事業協力店 足立区内で消火器等又は住警器を販売しており、区長がこの要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付を決定した店舗をいう。
- (4) 補助対象経費 次の各号に掲げるいずれかの要件のうち、消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額をいう。）を除いた額
 - ア 消火器等の本体購入及び詰め替え、購入に伴う物品の処分に要した費用
 - イ 住警器の本体購入及び購入に伴う取付けに要した費用
- (5) 一般世帯 足立区内に住民登録がある世帯
- (6) 特例世帯 前号のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する世帯
 - ア 本補助金の申請を行う年度の3月末日時点において65歳以上の者を含む世帯
 - イ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を含む世帯

(補助金交付方法と対象者)

第3条 区内に居住し、自らの居住する住宅において使用する目的で消火器等又は住警器を事業協力店から購入する区民（以下「補助対象者」という。）は、消火器等及び住警器（以下「補助対象品目」という。）について、補助対象経費に第4条に掲げる補

助率を乗じて得た額を控除した金額で購入することができる。

- 2 補助対象者は、補助対象品目を購入するにあたり、消火器補助購入申込書及び住宅用火災警報器補助購入申込書(第1号様式)を事業協力店に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による控除額に相当する額を補助金として事業協力店に交付する。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、次の各号に掲げる補助対象品目について、当該各号に定める額とする。

- (1) 消火器等を購入する場合 補助対象経費の10分の10(当該額が1万円を超える場合は、1万円)
- (2) 住警器を購入する場合
 - ア 一般世帯 補助対象経費の10分の10(当該額が2万円を超える場合は、2万円)
 - イ 特例世帯 補助対象経費の10分の10(当該額が3万円を超える場合は、3万円)

(事業協力店の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、消火器及び住宅用火災警報器購入補助金事業協力店申請書(第2号様式)及び足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金事業協力店誓約書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(事業協力店の決定)

第6条 区長は、前条の申請があつたときは内容を審査し、適当と認めた場合には速やかに事業協力店として決定を行い、消火器及び住宅用火災警報器購入補助金事業協力店決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

- 2 区長は、事業協力店の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業の実施状況の報告)

第7条 事業協力店は、補助金事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに書面で区長に報告しなければならない。

(事業の実績報告)

第8条 事業協力店は、本補助金を区長へ交付請求するときは、消火器購入補助金実績報告書及び住宅用火災警報器購入補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者より受領した消火器補助購入申込書及び住宅用火災警報器補助購入申込書
- (2) 販売実績を証する書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 区長は、実績報告を受けた場合において、その報告内容が事業協力店の決定及び第6条第2項の条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付決定通知書(第6号様式)により事業協力店に通知するものとする。

2 第1項の規定による交付決定を受けた者は、消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付請求書(第7号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 区長は、前条第2項の規定により消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付請求書が提出された場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 区長は、事業協力店に対して、年度予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金は、販売実績に応じて1か月ごとに交付する。ただし、事業協力店から申出があり、区長が必要と認めるときは、別に定める時期に交付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、事業協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

(1) 不正の手段により交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 次に掲げるいずれかの不適切な行為を行ったとき

ア 区の調査や報告依頼に対し、正当な理由なく拒否し、又は虚偽の説明をしたとき

イ 補助対象者に補助の対象となる旨を誤認させて購入させたとき

ウ 個人情報の管理が不適切であり、漏えい等の事故が生じたにもかかわらず、区に報告しなかったとき

エ 販売価格を恣意的に操作するなどして制度の趣旨に反する利益を得たとき

オ その他、補助金の適正な執行を著しく損なう行為があったと認められるとき

(4) 法令に違反したとき

2 この規定は、交付金額の確定後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合には、事業協力店に対し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

2 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者に対し、当該補助に相当する金額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 不正の手段により補助対象品目の購入を行ったとき

(2) 次に掲げるいずれかの不適切な行為を行ったとき

ア 転売、換金等、本来の用途以外を目的として補助対象品目を購入したとき

イ 特例世帯の要件を満たさないにも関わらず、虚偽の申告をして購入したとき

ウ 区の調査や報告依頼に対し、正当な理由なく拒否し、又は虚偽の説明をしたとき

エ その他、補助制度の趣旨に反する不正又は不当な目的で購入したとき

(3) 法令に違反したとき

3 区長は、前項の規定により返還を命ずる場合には、足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金返還決定通知（第8号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

(検査)

第14条 区長は、必要があると認めるときは、本補助金を用いて購入した補助対象品目について検査を行い、又は事業協力店若しくは補助対象者への調査を行うことができる。

(事業の経理等)

第15条 事業協力店は、補助金に関する経理書類を整理し、補助事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 事業協力店は、区民から補助事業に係る個人情報の提供を受けるにあたり、消火器補助購入申込書及び住宅用火災警報器補助購入申込書（第4号様式）の記載に必要な範囲で、かつ、適法・公正な手段によつてのみ行うことができる。

2 事業協力店は、購入申込書の保管場所を確保するとともに、施錠等により個人情報の適正な管理及び安全な保護を図らなければならない。

3 事業協力店は、区民から提出を受けた購入申込書から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。補助事業が終了した後においても同様とする。

4 事業協力店は、補助事業の実施により知り得た個人情報の全部又は一部を、区の承諾なしに複写し、複製し、又は加工してはならない。

5 事業協力店は、購入申込書から知り得た個人情報を、補助事業以外の用途に使用してはならない。また、第三者の利用に供してはならない。

6 事業協力店は、補助事業実施に関し、個人情報の紛失、漏洩、滅失、棄損、改ざん等の事故が生じたとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに区に報告するとともに、区の指示に従って事故処理を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（7足危災発第750号 令和7年7月7日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（7足危災発第1139号 令和7年9月8日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（7足危災発第1188号 令和7年9月16日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際改正前の足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

消火器補助購入申込書

(提出先)
足立区長

【申込者記入欄】

記入日：令和 年 月 日

☐ 初めての申込であり、本購入申込に当たっては、裏面記載の足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱第13条2項に掲げる事項を遵守します。	
住所	〒 足立区
ふりがな	
申込者名	
電話番号	— —
本人確認書類 【注】写しでの確認不可 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 健康保険証 ☐ 住民票のみ写しも可 ☐ その他（ ）	

店舗に来られた方

☐ 申込者と同じ	
☐ 代理人⇒【申込者との関係： ☐ 別世帯の親族 ☐ その他（ ）】	
代理人氏名	代理人確認書類
代理人住所	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ）
代理人連絡先	

消火器購入補助金について、下記のとおり申請します。

＜店舗記入欄＞

消火器の申請		申請本数	税抜(合計) 【補助対象】	消費税 【補助対象外】	
申請品目	☐ 消火器（業務用）	本	① 円	⑥ 円	※ 処分のみの 利用不可。
	☐ 住宅用消火器	本	② 円	⑦ 円	
	☐ エアゾール式簡易消火具	本	③ 円	⑧ 円	
	☐ 購入に伴う期限切れ消火器の処分	本	④ 円	⑨ 円	
	☐ 詰め替え	本	⑤ 円	⑩ 円	
小計			①+②+③+④+⑤ 円		
補助対象額			(上限▲10,000 円) ▲ 円		
自己負担額		小計－補助対象額	円	⑥+⑦+⑧+⑨+⑩ 円	= 円

店舗でのお支払い額

【申込者記入欄】

【同意事項】（本人が手書きしない場合は、記名押印してください）。

- 1 本申込の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正は、区役所職員が行うことに同意します。
- 2 本補助事業で購入した物品の設置状況等について、区が第14条の規定に基づく調査を行うことに同意します。
- 3 この申込書は区へ提出するとともに、区市町村災害対応力向上支援事業補助金申請のために、区から東京都へ、住所（町名・丁目のみ）・申請本数・補助対象額の情報を提供します。

申込者名

（代筆者）

＜店舗記入欄＞

- ☐ 住所・氏名・同意サインの漏れはないか
- ☐ 購入本数、金額、補助額、支払額に漏れはないか
- ☐ 領収書の控えを本申込書に添付する

【事務局記入欄】

事務局：足立区 災害対策課 TEL:03-3880-5836

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱

第13条第2項に関する規定（遵守事項）

補助対象者は、下記事項を遵守してください。

次の1～3の行為に該当する場合には、本補助制度の趣旨に反するものとして、補助金の返還を命じる対象となります。

- 1 不正の手段により補助対象品目の購入を行ったとき
- 2 次に掲げるいずれかの不適切な行為を行ったとき
 - （1）転売や換金等、本来の用途以外を目的として補助対象品目を購入したとき
 - （2）区の調査や報告依頼に対し、正当な理由なく拒否又は虚偽の説明をしたとき
 - （3）その他、補助制度の趣旨に反する不正又は不当な目的で購入したとき
- 3 法令に違反したとき

この制度は、区民の安全と火災予防を目的としたものです。正しくご利用ください。

住宅用火災警報器補助購入申込書

（提出先）足立区長

記入日：令和 年 月 日

【申込者記入欄】

☐

初めての申込であり、本購入申込に当たっては、裏面記載の足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱第13条2項に掲げる規定を遵守します。

住所

〒 区

ふりがな

申込者名

電話番号

- -

本人確認書類

【注】写しでの確認不可

☐ 運転免許証

☐ マイナンバーカード

☐ 健康保険証

☐ 住民票のみ写しも可

☐ その他（ ）

店舗に来られた方

☐ 申込者と同じ

☐ 代理人⇒【申込者との関係： ☐ 別世帯の親族 ☐ その他（ ）】

代理人氏名

代理人住所

代理人連絡先

代理人確認書類

☐ 運転免許証

☐ マイナンバーカード

☐ その他（ ）

住宅用火災警報器購入補助金について、下記のとおり申請します。

【店舗記入欄】

☐ 障がい者のいる世帯

☐ 65歳以上の高齢者がいる世帯

申請内容

☐ 住宅用火災警報器の購入費

☐ 取付工事費（希望する方のみ）

申請台数

台

①

円

消費税【補助対象外】

③

円

要件確認書類

【以下提示できない場合は対象外】

☐ 身体障害者手帳

☐ 精神障害者保健福祉手帳

☐ 愛の手帳

☐ 運転免許証等（年齢確認できるもの）

小計

①+②

円

補助対象額

(上限▲30,000円)

▲

円

自己負担額

小計－補助対象額

円

+

円

=

円

☐ 一般世帯

申請内容

☐ 住宅用火災警報器の購入費

☐ 取付工事費（希望する方のみ）

申請台数

台

①

円

消費税【補助対象外】

③

円

小計

①+②

円

補助対象額

(上限▲20,000円)

▲

円

自己負担額

小計－補助対象額

円

+

円

=

円

【申込者記入欄】

【同意事項】（本人が手書きしない場合は、記名押印してください）。

- 1 本申込の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正は、区役所職員が行うことに同意します。
- 2 本補助事業で購入した物品の設置状況等について、区が第14条の規定に基づく調査を行うことに同意します。
- 3 この申込書は区へ提出します。

申込者名

（代筆者）

【店舗記入欄】

- ☐ 住所・氏名・同意サインの漏れはないか
- ☐ 購入本数、金額、補助額、支払額に漏れはないか
- ☐ 領収書の控えを本申込書に添付する

【事務局記入欄】

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱

第 13 条第 2 項に関する規定（遵守事項）

補助対象者は、下記事項を遵守してください。

次の 1～3 の行為に該当する場合には、本補助制度の趣旨に反するものとして、補助金の返還を命じる対象となります。

- 1 不正の手段により補助対象品目の購入を行ったとき
- 2 次に掲げるいずれかの不適切な行為を行ったとき
 - （1）転売や換金等、本来の用途以外を目的として補助対象品目を購入したとき
 - （2）区の調査や報告依頼に対し、正当な理由なく拒否又は虚偽の説明をしたとき
 - （3）その他、補助制度の趣旨に反する不正又は不当な目的で購入したとき
- 3 法令に違反したとき

この制度は、区民の安全と火災予防を目的としたものです。正しくご利用ください。

消火器及び住宅用火災警報器購入補助金事業協力店申請書

申請者	名 称	
	住 所	
	連絡先	

※ 上記の情報は足立区のHPなどで公開します。

1 希望する補助事業（□にチェックをいれ、必要事項を記入してください）

□ 消火器購入補助への申請	
補助対象経費	消火器の本体購入及び購入に伴う期限切れ物品の処分費から、消費税額を除いた額。
補助額	補助対象経費の10分の10（当該額が1万円を超える場合は、1万円）。
申請期間	☐ 令和 年 月 日から事業終了まで (いずれかに☑) ☐ 上記以外の期間（令和 年 月 日から 年 月 日まで）
期間の延長	☐ 令和 年度以降も同事業を実施する場合、継続での申請を希望します。 (いずれかに☑) ☐ 令和 年度以降も同事業を実施する場合、該当年度に改めて申請します。

□ 住宅用火災警報器購入補助への申請	
補助対象経費	住宅用火災警報器の本体購入及び購入に伴う取り付けに要した費用から、消費税額を除いた額。
補助額	特例世帯 補助対象経費の10分の10（当該額が3万円を超える場合は3万円）。 一般世帯 補助対象経費の10分の10（当該額が2万円を超える場合は2万円）。
申請期間	☐ 令和 年 月 日から事業終了まで (いずれかに☑) ☐ 上記以外の期間（令和 年 月 日から 年 月 日まで）
期間の延長	☐ 令和 年度以降も同事業を実施する場合、継続での申請を希望します。 (いずれかに☑) ☐ 令和 年度以降も同事業を実施する場合、該当年度に改めて申請します。

2 補助金振込先

振込先 金融機関名		銀行・金庫 組合・農協		本店 支店
振込口座	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	名義			

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱の規定に基づいて、消火器及び住宅用火災警報器の普及を図るため、消火器及び住宅用火災警報器の販売に対する補助金事業協力店として決定を受けたので、上記のとおり申請します。

年 月 日
(申請者) 住 所



法人名・店舗名
代表者役職・氏名
印

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金事業協力店誓約書

このたび、「足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱」（以下、「要綱」）に基づく事業協力店として指定を受けるにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 要綱及び関係法令を遵守し、補助事業を適正に実施します。
- 2 補助金に関する経理書類を整理・保存し、区からの報告依頼に速やかに対応します。
- 3 補助対象者から取得した個人情報 を適正に管理し、目的外使用や第三者提供を行いません。
- 4 補助金の交付に係る不正又は不当な行為を行いません。
- 5 万一、要綱及び関係法令に違反した場合は、補助金の返還命令を受けることに同意します。

年 月 日

住 所

法人名・店舗名

代表者役職・氏名

足立区長 宛

足 発第 号
令和 年 月 日

様

足立区長
近藤 弥生

消火器及び住宅用火災警報器購入補助金事業協力店決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者については、事業協力店として決定の上、下記により消火器及び住宅用火災警報器購入補助事業に対する補助金を交付します。

記

補助事業の内容	☐ 消火器購入補助事業について、補助金実績報告に応じて補助金を交付する。
	☐ 住宅用火災警報器購入補助事業について、補助金実績報告に応じて補助金を交付する。
交付条件	

（注）

- 1 足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱の規定に基づいて事務手続きをしてください。
- 2 この補助金に関しては、区の監査委員の監査を受けることがあります。
- 3 この補助金に関しては、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助事業等の状況報告等を求めることがあります。

消火器購入補助金実績報告書

事業協力店	名 称	
	住 所	
	連絡先	

補助対象	名 称	消火器	
	申請書枚数	枚	
	販売数 (各合計)	消火器（業務用）	本
		住宅用消火器	本
		エアゾール式簡易消火具	本
		購入に伴う期限切れ消火器の処分	本
		詰め替え	本
	補助額 (合計)	円	
対象年月日	年 月 日 ～ 年 月 日		

上記のとおり、消火器購入補助事業の実績報告をします。

年 月 日
住 所

法人名・店舗名

代表者役職・氏名

印

捨印

住宅用火災警報器購入補助金実績報告書

事業協力店	名 称	
	住 所	
	連絡先	

補助対象	名 称	住宅用火災警報器	
	申請書枚数	枚	
	販売数 (各合計)	障がい者のいる世帯 65歳以上の高齢者がいる世帯	個
		一般世帯	個
	補助額 (合計)	円	
	対象年月日	年 月 日 ～ 年 月 日	

上記のとおり、住宅用火災警報器購入補助事業の実績報告をします。

年 月 日

住 所

法人名・店舗名

代表者役職・氏名

印

捨印

足立区長 宛

足 発第 号
令和 年 月 日

様

足立区長
近藤 弥生

消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金について、足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付決定番号	第 号	
補助金交付金額	消火器	円（ 月 日から 月 日までの分）
	住宅用火災警報器	円（ 月 日から 月 日までの分）
	合 計	円

1 補助金交付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- （1）不正の手段により交付を受けたとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）不適切な行為を行ったとき
- （4）法令に違反したとき

消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付請求書

足立区長 宛

年 月 日

¥ _____

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金交付要綱に基づき、上記の金額を請求します。

住所

法人名・店舗名

代表者役職・氏名

印

捨印

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長
近藤 弥生

足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金返還決定通知

この度、足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助事業に対する補助金について、要綱第13条第2項の規定に該当する事由が認められました。

つきましては、下記のとおり補助金の返還を決定いたしましたので、期限までに郵便局又は銀行等でお納めください。

記

請求金額	円
請求金額の内訳	月 日購入分 円
返還理由	
返還方法	別紙納付書により納入返還 (郵便局・銀行等で納入のこと)
納期限	
備 考	